

令和6年度事業計画

1 基本方針について

三重県社会福祉事業職員共済会は、民間社会福祉事業の進展に寄与するため三重県内の社会福祉施設、団体等に勤務する職員に対する退職共済その他福利事業を実施し、会員の相互扶助の精神に基づき、その福祉の増進を図る活動を行います。

2 重点項目について

(1) 退職共済事業の推進

- ①退職手当金の給付（円滑な給付事務）
- ②退職共済資産の安定的な運用
- ③新退職共済会管理システムへの移行

(2) 福利厚生事業の充実

- ①会員交流事業の充実
- ②会員の資産運用に係る取組み支援（個人型 i D e C o ）

3 事業の実施計画について

(1) 法人運営

①会務の運営

法人運営を適切に行い、理事会、評議員会等を開催します。

ア 理事会

事業計画、収支予算、事業報告、収支決算に関する事項、その他本会の運営に関する重要事項等を審議します。（定例2回、必要に応じて適宜、開催）

イ 評議員会

事業計画、収支予算、収支決算に関する事項、その他本会の運営に関する重要事項等を審議します。（定例2回、必要に応じて適宜、開催）

ウ 監事会

本会の財務状況を監査します。（1回）

②事務事業の見直し、効率化

事務処理の見直し、効率化により円滑な事務処理に努めます。

ア 事務の見直し、効率化

本会事業を推進するため事務事業の見直し、効率化を図るとともに必要に応じて規程等を改正します。

イ 円滑な事務処理

諸手続きの迅速化に努めるとともに標準処理期間を設定して円滑な事務処理に努めます。

③広報啓発及び情報発信

事業内容や実施状況は各種媒体を活用して積極的に広報活動を行います。

ア 広報啓発等活動

県社協広報紙「福祉みえ」、ホームページ等を通じ、広く県民、社会福祉関係者に対し、事業実施状況等を広報啓発するとともに情報発信に努めます。

イ 関係法人等への周知

退職共済資産運用状況等について関係法人へ適宜、情報提供に努めます。

(2) 退職共済事業

①退職手当金の給付

退職手当金請求への対応は速やかに行い、早期給付に努めます。

特に、年度替わり等の繁忙期については、円滑に給付事務ができるように実施体制の工夫と事務の効率化に努めます。

②退職共済資産の安定的な運用

資産運用は、昨年度に見直しを行った令和6年度から令和10年度までの5年間の基本方針及び運用指針に基づき、予定利率2%の確保を目指していきます。また、年度毎の退職共済資産運用状況を共済契約者に情報提供します。

③退職共済会管理システムへの移行

退職共済制度を効率的、効果的に行うとともに、共済契約者等の利便性向上を図るため、令和6年9月からの新システムへの移行に向けて準備を進めます。

また、新システムへの移行にあたっては、円滑に事務が行えるように共済契約者等に新システムに係る説明会を実施するとともに、スムーズな移行に向けて丁寧な対応に努めます。

④独立行政法人 福祉医療機構業務受託事業

福祉医療機構が実施する社会福祉施設等退職手当共済制度には業務委託契約及び事務取扱要領により業務を受託します。

また、福祉医療機構の新退職共済システム移行に向けた事業所説明会等については、業務委託契約に基づき必要な支援を行います。

⑤福利共済給付事業

業務運営規程の定めるところにより、死亡弔慰金・災害見舞金の給付を行います。

死亡弔慰金：5万円、災害見舞金：3万円

(3) 福利厚生事業

①会員交流事業

ア 事業内容の充実

会員ニーズに応え、より多くの会員の参加等につながるように会員交流事業の充実に努めます。また、会員アンケートを実施しニーズの把握に努めます。

イ 福利厚生企画・情報会議の開催

会員交流事業の企画は、会議を開催して新しい企画や企画の充実を協議します。協議結果については、次年度（令和7年度）の企画内容に反映します。

②会員の資産運用に係る取組み支援（個人型iD e C o）

少子高齢化・長寿化の進展に伴い公的年金の減少が見込まれる中、会員が安心して老後を迎えるよう、高齢期の収入確保に向けた資産形成の支援に引き続き、取り組みます。

令和6年度は令和5年度の実施状況等を踏まえて取組みを進めます。

③福利厚生センター未加入法人に対する加入勧奨活動

未加入法人に対して説明会や加入案内等の加入活動を行います。